

増毛町

潮風を感じて……

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



～ 増毛キッズ体験「スラックラインに挑戦」～

第2回定例会

- 報告事項・一般議案・条例改正・補正予算など …… 2～4P
- 各議員の賛否一覧・町長からの行政報告 …… 5～6P
- 一般質問「ズバリ 町政のここが聞きたい!!」 …… 7～15P

第2回臨時会

- 報告事項・選任事項 …… 16P

第3回臨時会

- 一般議案・条例改正 …… 17P
- 議会のうごき、編集後記 …… 18P



第166号

令和3年8月5日

一般会計ほか8会計の補正予算を可決

新型コロナウイルス感染症拡大防止策・支援策が補正予算に盛り込まれる

増毛町議会第2回定例会は、会期を6月17日から18日までの2日間としましたが、17日に一般質問を行った後、一般会計ほか8会計の補正予算、工事請負契約の締結や個人情報保護条例等の一部を改正する条例などを原案可決し、会期を1日残して閉会しました。

審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

令和3年 第2回定例会

6月17日開催

報告事項

◆繰越明許費繰越計算報告

令和2年度から令和3年度に繰越して使用する歳出予算の額の確定に伴い、町から議会へ報告がありました。
報告された内容は左記のとおりです。

令和2年度繰越明許費繰越計算報告

会計	事業名	金額
一般会計	光ブロードバンド整備事業	1億8,315万円
	介護保険特別会計繰出金	2,172万円
	新型コロナウイルス対策事業	597万円
	道路補修事業	2,704万円
	増毛港港湾整備事業負担金	3,000万円
	スクールバス購入事業	499万円
介護保険会計	洗浄・除菌水生成器購入事業	1,212万円
	電動ベッド購入事業	960万円

※町から報告のあった内容を事業ごとに掲載し、金額は端数を調整して表示しています。

一般議案

◆工事請負契約の締結

契約予定価格が5千万円を超える工事請負契約の締結について1件の提案があり、原案のとおり可決されました。

◎工事名

増毛ポンプ場電気設備

◎更新工事

◎契約金額

6996万円

◎契約先

北海道富士電機株式会社

(札幌市)

◎契約の方法

指名競争入札



～ 電気設備更新工事を予定している増毛ポンプ場 ～

◆新たに生じた土地の確認

◆町の区域の変更
増毛港内の公有水面埋立工事の竣工に伴い、新たに生じた土地を確認し、その土地を中歌へ編入、町の区域を変更するため可決しました。

◎新たに生じた土地

増毛町中歌791番1地先

◎面積

1409・21㎡

条例の改正

◆増毛町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等が9月1日から一部施行されることに伴い、条例の一部を改正しました。

◆増毛町税条例の一部を改正する条例

令和3年度の税制改正を主な内容とした地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、

4月1日から施行されたことに
伴い、条例の一部を改正しまし
た。

◆増毛町固定資産評価審査委員
会条例の一部を改正する条例

令和3年度の税制改正に伴う
税務関係書類の押印等の見直し
のため条例の一部を改正しまし
た。

◆増毛町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の
影響による国民健康保険税の減
免措置に対する財政支援が令和
3年度も継続されることに伴い、
減免の対象期間を更新するため
条例の一部を改正しました。

◆増毛町介護保険条例の一部を
改正する条例

新型コロナウイルス感染症の
影響による介護保険料の減免措
置に対する財政支援が令和3年
も継続されることに伴い、減免
の対象期間を更新するため条例
の一部を改正しました。

意見書

◆林業・木材産業の成長産業化
に向けた施策の充実・強化を求
める意見書

地球温暖化の防止、産出され
る木材の有効活用による森林資
源の循環利用確立などの予算の
確保を要望する意見書案を可決
し、内閣総理大臣ほか国の関係
閣僚に提出しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、1億204
1万3千円が増額されました。
歳入は、地方創生臨時交付金
及び子育て世帯生活支援特別給
付金、前年度繰越金の増額が主
なものです。

歳出は、空き家等除却補助金、
農産物販売促進事業助成金及び
特産品発送プロジェクト助成金、
プレミアム商品券発行事業委託
料、子育て世帯生活支援特別給

付金の増額と藻場再生事業委託
料の減額が主なものです。

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出ともに、4478万
6千円が増額されました。
歳入は、道支出金及び前年度
繰越金の増額と一般会計繰入金
が減額されました。

歳出は、人事異動に伴う人件
費の調整と健康奨励品及び国庫
支出金等返還金が増額されまし
た。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、39万6千円
が増額されました。
歳入は、国庫支出金の増額と
一般会計繰入金が減額されまし
た。

歳出は、発熱外来に伴うプレ
ハブハウスリース料及び病院食
調理委託料の増額と人件費及び
燃料費の減額が主なものです。

◆介護保険特別会計

歳入支出ともに、2403万
1千円が増額されました。

歳入は、保険事業勘定の前年
度繰越金、サービス事業勘定の
一般会計繰入金の増額が主なも
のです。

歳出は、保険事業勘定の償還
金、サービス事業勘定の人件費
の増額が主なものです。

◆後期高齢者医療特別会計

歳入歳出ともに、208万6
千円が増額されました。
歳入は、一般会計繰入金及び
前年度繰越金、保険料還付金が
増額されました。

歳出は、人件費及び保険料還
付金、後期高齢者医療広域連合
納付金が増額されました。

◆港湾整備事業特別会計

歳入歳出ともに、40万1千円
が増額されました。
歳入は、一般会計繰入金が増
額されました。

歳出は、需用費、原材料費の
増額と共済費及び役務費が減額
されました。

◆水道事業会計

収益的収支の収入は、他会計補助金の増額と水道料金の減額、支出は法定福利費及び予備費の増額と消費税の減額で、総額の変更はありません。

資本的収支の収入は、水道整備事業債及び補償金の増額、支出は、配水管布設工事費と水道管移設補償工事費が増額されました。

◆簡易水道事業会計

収益的収支の収入に、他会計補助金の増額と水道料金の減額で総額に変更はありません。

◆公共下水道事業特別会計

収益的収支の収入に、他会計補助金の増額と下水道使用料金が減額されました。支出は、人事異動に伴う人件費が増額されました。

令和3年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **1億 2,041** 万円の増額

総額 **50億 4,341** 万円に

歳入

地方創生臨時交付金… 1億 36万円増

歳出

プレミアム商品券発行事業委託料…2,700万円増

農産物販売促進事業助成金…1,600万円増

国民健康保険特別一般会計

歳入歳出 **4,479** 万円の増額

総額 **5億 5,619** 万円に

歳入

前年度繰越金… 4,612万円増

歳出

国庫支出金等返還金…4,612万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出 **40** 万円の増額

総額 **2億 8,200** 万円に

歳入

一般会計繰入金…56万円減

歳出

病院食調理委託料…68万円増

プレハブハウスリース料…81万円増

介護保険特別会計

歳入歳出 **2,403** 万円の増額

総額 **9億 2,093** 万円に

歳入

前年度繰越金…3,028万円増

歳出

国庫支出金等返還金…1,941万円増

後期高齢者医療特別会計

歳入歳出 **209** 万円の増額

総額 **9,349** 万円に

歳入

保険料還付金（新型コロナウイルス減免）…197万円増

歳出

保険料還付金（新型コロナウイルス減免）…197万円増

港湾整備事業特別会計

歳入歳出 **40** 万円の増額

総額 **1,810** 万円に

歳入

一般会計繰入金…40万円増

歳出

補修材料費…21万円増

水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

資本的収入及び支出 **294** 万円の増額

支出総額 **2億 2,771** 万円に

資本的支出

建設改良費（工事費の追加）…294万円増

簡易水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 **2,580** 万円

収益的収入

給水収益…220万円減

他会計補助金…220万円増

公共下水道事業会計

収益的収入及び支出 **14** 万円の増額

支出総額 **4億 222** 万円に

収益的支出

総係費（人件費の増額）…14万円増

令和3年第2回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名 (議席順)										議決結果	
		合井井達男	川島 優	酒井 倫明	大井紀美恵	松倉 清道	上野 剛	菅原 幸弘	西山 征二	岩崎 俊一	小田 緑		飛内 眞吾
議案第 37 号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 38 号	新たに生じた土地の確認について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 39 号	町の区域の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 40 号	増毛町個人情報保護条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 41 号	増毛町税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 42 号	増毛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 43 号	増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 44 号	増毛町介護保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 45 号	令和3年度増毛町一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 46 号	令和3年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 47 号	令和3年度増毛町診療所事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 48 号	令和3年度増毛町介護保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 49 号	令和3年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 50 号	令和3年度増毛町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 51 号	令和3年度増毛町水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 52 号	令和3年度増毛町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 53 号	令和3年度増毛町公共下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
意見書案第 1 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

行政報告

令和3年第2回定例会では、町長から3点について報告がありました。



町長 堀 要約して町民の皆様にお知らせします。

①新型コロナウイルスに対する増毛町におけるワクチン接種の状況と、臨時交付金を活用した事業について

4月27日より医療従事者、介護従事者、雄冬地区高齢者、65歳以上高齢者のうち87歳以上の方にワクチン接種を開始し、6月15日現在、570名に接種を行い、うち523名の方が2回目の接種を終えています。また、65歳から86歳までの方への第1回目の接種は、6月17日より接種を開始しています。重篤な副作用の発生や、トラブルもなく、接種は順調に進んでいます。円滑な接種について、町民の皆様と、医療、介護従事者を始め、65歳未満の方も、少しでも早く

接種できるよう努めます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業については、2年度に計画していた事業は繰越事業のほかは完了しています。3年度に実施を計画している事業は、医療、介護従事者に加え、部活動で町外者との接触する中学生や、修学旅行、宿泊研修を行う小学生高学年等へのPCR検査の実施を始め、公共施設、接客、救急での感染予防、発熱外来開設の5つの事業を新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施します。

加えて、上下水道基本料金の免除や飲食店への支援金による町民生活と飲食店への経済的支援を始め、農産品や水産品、加工品、酒といった町特産品の販売を促進するため、送料助成、ふるさと納税やスタンプリートの活用、海外向け観光型ネット販売を実施します。また、プレミアム付き商品券発行により消費の回復を図り、宿泊施設の利用促進、電動自転車の購入を計画し、計11事業をポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に向けた計画として、

感染状況、ワクチン接種状況を踏まえて実施します。会食や都市部との往来の自粛について、町民の皆様にご協力をお願いし、辛抱の時間を過ごしていただいています。ワクチン接種も進み、景気回復に向けた実施計画も策定したことで、ようやく光が見えてきたと感じていますので、引き続きご協力をお願いします。

② 明和園の改築の進捗状況と公共事業の実施について

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム明和園の改築事業は令和3年3月に実施設計書が完成し、8月から本体工事を開始し、翌年11月までの16か月の工事期間を経て、12月から引越しを予定しています。また、旧施設の解体工事、外構工事も含めると完了は5年8月までの予定です。建物は、1階部分が特別養護老人ホームとして定員40名、2階部分が養護老人ホームとして定員30名となっており、3階には非常時に備えた発電機室を設備します。

改築工事費については、実施設計後に27億4572万5千円と2億2608万5千円の減少

となりましたが、当町の事業としては、近年にない大規模な工事となり、8月からの工事を合わせる2年1か月と長期間に渡り、大型車の車通りが多くなると予想されるので、付近にお住まいの方を始め、町内の皆様も、ご協力をお願いします。

そのほかの公共事業については、国の直轄事業である増毛港の整備は、3か年計画で実施され、屋根付き岸壁整備が、今年度の港湾施設用地の整備で完成となります。また、北防波堤の予防保全事業が今年度より整備開始となり、道路については、国道231号増毛町岩尾視距改良工事が今年度で完成します。

北海道が実施する農業基盤整備事業では、別荘・信砂・朱文別地区の工事が行われ、水産基盤整備事業として、今年度は雄冬地区でウニ資源の増大を目的に、囲い礁の改良事業が行われます。

当町が実施する事業では、明和園のほか、南暑寒2丁目団地の5棟20戸、旧アワビ中間育成施設を解体します。また、橋梁長寿命化事業に基づき、早苗橋の改修工事を行います。

③ 春の農業、漁業の状況について

果樹については、4月25日夜から26日早朝にかけて長時間低温になったことにより、凍霜害を受け、特にさくらんぼとりんごの被害が確認されています。品種によっては、結実が極端に少ないものもあり、これまで経験したことのない、大きな被害が予想されます。今後の生育状況を注視する必要があります、少しでも回復することを願っています。

新型コロナウイルスの影響で、本年も観光客の減少が懸念され、また、例年、町内及び札幌市、横浜市内で実施している、増毛産さくらんぼの知名度を高めるためのPR販売についても、慎重な判断が必要と考えています。

水稲は、大雪に見舞われましたが、春作業や育苗も順調に進み、田植えも、5月中旬から始まり、6月初めには終了しました。今後も天候に恵まれ、豊稔の秋を迎えることを願っています。

漁業は、2年度の増毛地方卸売市場の取扱い金額は25億9666万円でした。

本年1月から5月末までの水揚げの状況は、漁獲量は約3915トン、金額が約13億7703万円となっております。昨年同期に比べ、漁獲量では185トンの減ですが、金額では3434万円の増となっております。

ニシンは4月に別荘で群来が見られ、昨年比で漁獲量は4トン、金額で1241万円増となっております。主な魚種では、ホタテ漁は、成貝の出荷が昨年同期に比べ約209トン減となり、主にオホーツク沿岸への稚貝出荷は、生育が思わしくなく、予定数の約18%減の1億9500万粒の出荷で終了しています。えび漁は、昨年同期に比べ、漁獲量で1トン、金額で約4125万円増の水揚げとなっております。タコ漁は、輸入減少を受け、単価は上がっていますが、昨年同期に比べ漁獲量で58トン、金額で約2826万円減となり厳しい状況です。なまこ漁は、昨年同期に比べ漁獲量で2トン、金額で約545万円減となっております。7月からはウニ漁が始まりますが、操業の安全と漁模様に恵まれ、浜が活気に溢れることを期待しています。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第2回定例会の一般質問は、本会議1日目の17日に行われ、5名の議員が7項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



大井 紀美恵 議員

- (1) 高齢者運転免許自主返納支援事業等の今後の取組について
- (2) ポストコロナに向けた新しい経済対策について



西山 征二 議員

- (3) 会計年度任用職員について
- (4) コロナワクチンの接種について



合羽井 達男 議員

- (5) 増毛港プレジャーボートスポット「PBS」の利用状況について



酒井 倫明 議員

- (6) 人口減少の対策について



小田 緑 議員

- (7) 新型コロナウイルス感染症対策について



**高齢者運転免許自主返納
支援事業等の今後の取組
について**

大井議員①

Q タクシー利用券に変わる補助などの検討は

A 商品券を発行することは考えていない

○大井議員



超高齢化の進展に伴って「高齢者」とされる年齢層が変化しつつ

ある。厚生労働省の定義では、中年は「45歳〜64歳」ですが、「高齢者」とされる65歳を過ぎても、まだ「おばあさん」ではなく「おばさん」と自認されている女性が増えてきている。このことは、男性にも同じことが言えると思う。また、自分が「高齢者」だと感じるのは75歳から79歳の方で70歳から74歳の方は、感じていないという意識調査の結果が出ており、「高齢者」の

意識も変化しつつある。

この支援事業の取組は、開始されてから4年経過した。年々増加傾向にあるが、令和2年度は、コロナウイルス感染症の影響で病院や買い物など、生活に支障が出てくる事情もあり、運転免許を自主返納しない高齢者がいたと推測される。町は高齢化率45・1%と全道でも16番目に高い率で、ますます高齢化が進んでいくと思う。

(1) 支援事業でバス利用券とタクシー利用券発行の割合は、過去3年間で返納者が57人おり、バス利用券56・8%、タクシー利用券43・2%となっている。また、バス・タクシー券併用の発行は返納者の半数以上おり、生活の利便性を考えると併用が喜ばれている。タクシー券の利用が可能でなくなった場合に、全てをバス利用券に変更することは難しく、高齢者が安心して利用できる環境作りが大事だと思う。道内の市町村をみるとバス・タクシーの利用券が大部分で、ほかに少数だが商品券の補

助もあり、当町は近い将来タクシー利用券の発行は難しいと思う。タクシー利用券に変わる補助などは検討しているか。

(2) 3月末で留萌市にあるタクシー会社の撤退に伴い、急遽、4月より代替として町所有の公用車で、無償運行されている。5月末現在で1日平均6人ほどの町民が乗車しており、各課職員の日交代運行だが、担当する業務もあり将来的に続行していくのは困難ではないか。なんらかの対策が必要だと思う。タクシー運行や業務の対策など現在の状況について、また今後どのように進めていくのか。

○町長

(1) 高齢者運転免許自主返納支援事業は、運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため実施しており、自主返納した方に交通機関の利用を支援する目的でタクシー又はバスの利用券を支給し、平成29年度から令和2年度まで77人が本事業を利用している。タクシー会社が撤退

したため、タクシー利用券の代わりに商品券を支給してはという提案だと思う。現在、発行済のタクシー券は、新しい交通システムが実施された場合に利用できるよう検討している。また、希望者にはバス券への変更を実施しており、交通の確保を支援する目的であり、商品券の支給は考えていない。

(2) 委託していた留萌市のタクシー会社の撤退により新しい交通システムを構築するまでの間、町職員による無償運送を実施している。平日9時から17時まで、各課の職員が交替で業務にあたっている。

現在、有償旅客運送事業の導入について、増毛町社会福祉協議会と協議を重ねている。

○大井議員

バス利用券については、増毛留萌間なのか。例えば、札幌市まで運行している直行便には、利用できるのか。

○町民課長

路線バスに利用でき、札幌市までの高速バスは使用できない。

○大井議員

タクシー利用券については、当町から留萌市に行く利用は可能なのか。しっかりと利用できるということか。

○町長

使用できると考えている。

ポストコロナに向けた新しい経済対策について

大井議員②

Q 助成金申請をひと月2回までにできないか

A 法律に基づき状況に際し対応したい

○大井議員

(1)令和2年度第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中の農産物販売促進事業・増毛産品販売促進事業で、3年度も7月から実施される予定になっている。これから、繁忙期を迎え、海産物や農産物等は新鮮でおいしい季節になる。早々、販売の促進に繋がっていくと思う。小売業などがより多

く登録できるように周知しながら進めてほしい。また、配送料を一時立替払いする個人事業者は、金額が大きくなると負担も大きくなる。スムーズに進めるために助成金申請をひと月に2回までできるようにすることはできるか。経済対策の効果に繋がっていくと思うが。

(2)2年度は災害・緊急時感染予防事業としてダンボールベッド・パーティション・マットレス・災害用トイレ・発電機・投光器・灯油ストープ・子供用マスクなどを備蓄すると実施計画されていた。3年度は予算計上されていないが、十分に備蓄ができたということか。

○町長

(1)新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大きな影響を受けている個人事業者などの事業継続を支援するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に引き続き助成していく予定である。支払いについて、2年度の実績は、同一申請者がひと月に複数回の申請を要望することは

なく、3年度の申請方法についても、ひと月ごとに取りまとめることが原則である。しかし、複数回の申請要望があった場合、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき、状況に応じて対応したい。

各果樹園には、全て回って説明をしている。9軒しか回っていないのではなく、全ての農家の方に説明に行っている。

○大井議員

促進事業で、個人事業者はなかなか立替ができないというところで、申請しないという所もあり、ぜひやってほしいと思う。3年度は1600万円という実施計画の金額だが、超過した場合についてはどう考えるか。

○大井議員

コロナ対策に対する災害時のものだが、9月1日防災の日訓練を行うと思うが、見せたりしながら、更にどういうものを揃えるかというのか町民の声や意見を聞いてはどうか。

○町長

事業は予算1600万円を使い切ったら終わりとなる。

○町長

訓練時に声を聞いて、防災用品の整備を進めていきたい。

○大井議員

昨年、各課は申請を受けるが、自らこういうのがありますよとは言ってなかったと思う。私もそれではいけないと、パンフレットをつけて周知してもらおうように言うことで、確か9軒配布している。今年は、30軒近

くある果樹園が皆さん参加できるようにやっていただきたいと思います。

○町長

各果樹園には、全て回って説明をしている。9軒しか回っていないのではなく、全ての農家の方に説明に行っている。

2-シーのはてな7-D

農産物販売促進・増毛産品販売促進事業とは？

地域経済の活性化を目的として、農産物・特産品を購入した消費者の配送料(1件につき上限1,000円まで)が販売促進事業に登録した事業者へ助成される制度。

これにより、消費者は配送料を負担せずに商品を購入することができるため、さらなる消費の拡大が見込まれる。

予算は、農産物事業で1,600万円、増毛産品事業で1,200万円となっている。

会計年度任用職員について

西山議員①

Q 国では雇用期間を最長3年に上限を定めているが

A 雇用期間の上限は定めずに運用している

○西山議員



会計年度任用職員制度は、正規職員との格差是正を目的として、令和2年度に導入した。任期は1年で更新は可能だが、国では最長3年を上限に定めており、とても改善されたとは思えない。

2年4月の道内市町村の会計年度任用職員数は約3万2千人で、そのうち女性が78%を占めており、家計を支えている人数多くいる。民間企業では、通算5年を超えて同職場で働くと、無期雇用への転換を申請できる制度があるが、公務員にはない。

不合理な雇い止め、同一労働・同一賃金も適用されていない。改正によって期末手当が支給されるようになったが、総務省が求めていた正規職員の支給水準2・55か月を守っている自治体は多くない。年収も200〜250万円程度の方が多くいて、改善されているとは思えない。当町では、改正後どのように対応しているのか。期末手当は、どのように支給しているのか。国では雇用期間は最長3年と上限を定めているが、当町はどのようにするのか。民間では、「人を育てる」制度で長期雇用をしており、どのように対応しているのか。

○町長

臨時・非常勤職員の処遇改善を含めた地方公務員法等の改正により、会計年度任用職員制度が創設され、当町も関係条例・規則を定めて運用しており、会計年度任用職員数は4月現在で173名いる。任用職員の処遇面では、期末手当の年間支給月数は2年度1・69か月から始ま

り、年度ごとに段階的に引き上げし、6年度には国と同じく2・55か月の支給月数となる。なお、報酬及び期末手当ともに臨時職員のとときの年収を下回る見込の場合は、現給保障を講じるなど、処遇の改善にならないよう運用している。

次に、地方公務員法で定められているとおり、任用期間は1会計年度とし、期間満了後は本人意思と勤務実績等を考慮して、再度の任用をしている。なお、当町では任用年数の上限は定めずに運用している。

さらに、任用職員の年収水準は、事務補助員の2年度分が約203〜228万円であり、臨時職員のとときの元年度分は約187〜211万円だったので、制度の移行前と後を比較すると増収となっており、経験年数による月額報酬や期末手当の段階的引き上げによって、原則増加していくと考えている。また、職種や勤務形態の違う職員も業務手当を支給することで処遇改善に努めており、制度の移行

後にも支給水準は保たれている。今後、法改正など国の動向を注視し、必要に応じて対応したい。

○西山議員

会計年度任用職員は、以前に3か月か6か月になると1回休ませるといふようなことがあり、それからみると確かに今回の改正で改善したと思われるが、会計年度任用職員もずっと休みなく仕事している。ただ職種が変わるだけで、期末手当が60万円や50万円の人もいて、これは2・55か月くらいに該当する方と思う。同じ仕事に就いて、期末手当の格差があった場合に、どう考えるかと思う。報酬が少ない分、期末手当で補填して少しでもこの金額を縮めて支給できないか。

○町長

期末手当の2・55か月には、段階的に上げており、格差はない。報道等を見ると、会計年度任用職員制度が導入されてから、期末手当を出す代わりに月額報酬を下げるというような事例もあるようだが、当町は制度に

従って運用している。

○西山議員

当町も年々人口が減少し、親としては地元勤めてもらえると、非常に助かるのではないかとと思う。会計年度任用職員の待遇を良くすることも大事だが、新規卒業者を採用するというのも大事なことだと思う。また、会計年度任用職員として10年以上勤めている人が結構いる。これらの方々は、一家を支えている女性の方がほとんどで、少なくとも10年以上勤めた方は年々上げるとか、金額を20万円くらいに持っていくという考えはないか。

○町長

期末手当を6年度まで、段階的に上げていく。報酬も年数によつて上がっていくような仕組みにしているのので、上がると考えている。



コロナワクチンの接種について

西山議員②

Q 若者や現役世代に早くワクチン接種の実施はできないか

A 若者からの感染拡大を予防する事や国からの方針等を含め検討する

○西山議員

現役世代への対応と不要不急の外出自粛の徹底について。

(1)施設入所者や高齢者に対するワクチン接種が始まり、高齢者は重症化しやすく医療体制逼迫の原因になるとの理由で優先されたと思うが、コロナウイルスは、変異株が増えており若い人や現役世代に感染が拡大してきている。高齢者は不要不急の外出を避けて極力、人と接することを避けることで防止することができるとは、町長や副町長、教育長をはじめ、役場職員や学校等の先生方は、毎日住民や子ども達と接していかなければなら

ない。高齢者がコロナにならなくなつたとしても、町全体の感染が止まらなくては全く意味がない。ただし、高齢者といつても状況は色々あり、同じ世帯に多数住んでいる高齢者は、危険が多くある。例として、二人世帯や単身者で希望する方に限るが、あまり人と接しない方が何人もいれば、その分現役世代に接種することができる。町長や職員が健康で住民に情報を伝えていくためにも考える必要があると思うが。

(2)コロナが収まるまで、今までと同様に各自が自粛を徹底することが必要ではないか。そういうPRもするべきだと思うが。

○町長

(1)65歳以上の高齢者のワクチン接種については、7月末までに終了する予定である。その後の接種の順番も、若い者からの接種により感染拡大を予防することも考えなければならぬが、国からの方針に示されているとおり、基礎疾患のある方のワクチン接種を優先し、その他の方

については、基本的に年齢順の他、特別な人と接することの多い方などを含め、しっかりと検討していきたい。

(2)コロナウイルスの感染拡大が収まるまで、今までと同様に一人一人が不要不急の外出を控えるなど、自粛を徹底することが必要だと考えている。

○西山議員

ほかの自治体の町長が、住民より先に接種したということに批判されたり、発症したため公務にあたることができなくなつたと聞いている。町長、副町長、教育長は率先して、接種するべきだと考える。変異株が出ているが、高齢者よりも30歳から64歳までの方が多くかかってリスクが高いということになっている。役場職員は住民と接することも多く、2mも離れて話すわけにはいけないので、マスクを正しくつけて話すしかないと思う。オリンピックの始まる頃、その期間いろいろな人が入ってくる。職員もあまりよそに行かないように徹底してほしい。接



～文化センターで行われる新型コロナウイルスワクチン接種～

種すると、もう発症しないという勘違いをしている方も見受けられた。2回接種しても感染しない保証はないので、その辺の徹底をするべきだと思う。接種も大事だが、その後の対応もぜひやってほしいが。

○町長

ワクチンを接種しても全く感染しないということではなく、これまで同様に感染防止対策を進めていきたい。

増毛港プレジャーボートスポット「PBS」の利用状況について

Q PBSの利用について
打開策案はあるか

A ホームページに施設紹介を含めた募集を行う積極的にPRしていく

○合羽井議員



増毛港プレジャーボートスポット「PBS」は、全道初めて開発

局で整備された公共マリナーで、平成6年に開始された。一時は約80隻のプレジャーボートが利用していた。バブル崩壊後、需要は頭打ちになり、PBSの利用者は18年以降減少に転じている。PBSの利用者の多くは旭川市など内陸の人達で、海洋にふれあう身近なマリネリジャーの場として水辺を活性化させる施策はあるのか。

(1) 定数54艇の海上艇置場は半数

程度で、今後打開策案はあるか。

(2) PBSと隣接する中歌船揚場「小型船舶利用組合」との供用は可能なのか。

(3) センターハウス「ノールマリーナましけ」の使用状況はどのようなになっているか。

(4) PBS会員との意見交換などは行われているか。

○町長

(1) 利用状況は海上・陸上ともに13年をピークに減少し続け、現在の契約数は24艇となっている。マリネリジャー人口は減少し続けており、現在のプレジャーボート利用者数となっている。今後は、町ホームページに施設紹介を含めた募集を行い、積極的なPRをしていく予定で、老朽化した施設の美観向上のため、環境整備を進めている。打開策は、利用者等と設備整備等を含め考えていきたい。

(2) PBS海上艇置場が定数54艇に24艇の契約で、漁業関係の小型船舶は22区画の契約で数字的には可能だが、PBSの施設にスペースがあっても、漁業用小

型船舶を併用して利用することは考えていない。

(3) 施設は1階に事務室、トイレ、機械室、2階にロッカールーム、シャワー室、レストラン、厨房、3階に監視塔があり、22年度以降2階のレストラン、厨房は使用していない。新たな利用方法を職員等により検討中で、PBS利用者が楽しく利用できることが望ましいと考えている。

(4) 毎年4月の第1日曜日にPBS講習会を実施し、海上保安庁や増毛漁組等による安全講習や漁業関係の立入禁止区画の説明のあとに、意見・要望等の聞き取りしている。

○合羽井議員

小型船舶利用組合では22名使用しているようで、調べると半数くらいで収まっていると思う。10数艇であれば、PBS定数54艇のうち半数程度余っているのので小型船舶も利用して、空いた場所の斜路を利用しながら海水浴場ができないか。

○町長

併用で利用組合漁船をマリナー



～利用客が減少している
増毛港プレジャーボートスポット～

ナに停泊させることは、今のところ考えられない。

港湾、漁港は遊泳禁止で、海水浴場は難しいと思っている。

○合羽井議員

ノールマリナーナの「センターハウス」の使い方だが、非常に良い場所なので、宿泊施設にできないか。

○町長

2階のレストランや眺望もきれいで、使っていないのは惜しいと思っていた。宿泊施設よりも管理を考えると、家族やグループで占用して使えるような施設として考えられないかと。その辺も職員と一緒に考えていきたい。

人口減少の対策について

Q どのような事業を行っていく予定なのか

A これまで実施している事業の改善、継続を基本に考えている

酒井議員



○酒井議員

今日1日に道が発表した国勢調査の速報値では、昨年10月1日現在の留萌管内は、減少率が平均10・1%で、檜山管内の11・2%

について高く、全ての市町村が減少したが、中でも当町は最大の13%の減少であり、ますます過疎化が進んでいると言わざるを得ない。道内で増えているのは札幌市とその周辺の自治体、それに一部のリゾート地だけで、9割以上の市町村が減少している状況である。国が進めている都市に住みながら地方と関わり

を続ける「関係人口」の拡大にも取り組んでいると思うが、更に拡大するためには多くの人々に知ってもらい、興味を持ってもらうことが大事だと思う。そこで、町が取り組んできた移住定住、そして、少子化対策のための施策として、どのような事業を行い、これからどのような事業を行っていく予定なのか。

○町長

高齢化率が45%を超え、子育て支援策を展開しているが、死亡者よりも出生者が少ないことが人口減少の一番の原因と考えている。移住定住に関しては、地域おこし協力隊事業による中・長期の移住や、ちよつと暮らし住宅を活用した、担い手不足の改善に向けた短期就労事業に加え、空き家・空き地バンク制度や、中古住宅購入、住宅リフォーム補助制度による、定住の取組を進めている。また、少子化対策に関しては、結婚祝い金支給制度や不妊治療費助成、出産準備金といった結婚から出産までを支援する施策に加え、

多子世帯子育て支援事業や子ども医療費助成事業、学校給食費や学用品の補助等の子育てに関する経済的な支援、子育て世帯へ住宅リフォーム、新築住宅補助金の上乗せを行い、子育てしやすい町の実現に向けて施策を進めている。

次に、これまで実施している事業の改善、継続を基本に、人口減少にあっても、町に滞在する人や、ふるさと納税により町を応援してくれる関係人口を増やし、担い手対策、産業振興によって、活力のある町を維持していきたいと考えている。

○酒井議員

新聞報道では、地域に定住者を増やすには、地元の産業を強化し働く場を作る必要がある。地域で安心して暮らすには、医療や教育の充実も欠かせない、自治体は暮らしを支える人材の確保や財政支援に力を入れるべきだ、打開策は企業誘致だけではなく、道内の強みを活かした産業の複合化ではないかとあった。また、国や自治体に安心して出

産や育児ができる環境づくりを求め、国が掲げた地方創生に対しては十分な効果が上がっておらず、地方対策を練り直して力を入れる必要があると締めくくっていた。この記事に対して感想や、どのような対応が考えられるか。

○町長

漁業農業、1次産業の振興に力を入れていく。農業基盤整備等により後継者が、その事業があつたから帰ってきたということもある。これから進めようとしている藻場再生事業、豊かな海作り、そういったことも必要だと思っている。除雪や公共交通機関を補う買い物、通院など見守りは長く生活する為の共助という活動も重要であると思つている。小さくても安心して暮らすことのできる町、そういったことを維持していく、地道に進めて行くしかないかなと思つており、当町を好きになつてもらい、ふるさと納税を含めた中で、関係人口を増やしファンを増やしていくことも重要である

と思つている。漁業・農業現役世代の高齢化について、もっと長く現役で働いて貰うためには、健康寿命の延伸事業を今後も続けていくことが大切だと考えている。

○酒井議員

新聞報道の別の記事では、当町の結婚新生活支援事業が取り上げられ、住居費や引っ越し費用の一部助成が、31年4月の事業開始以来、申請がないということであつた。婚姻届の件数がその年によつて違うようだが、件数が少ないこと、年齢や所得の制限などがあり、条件に当てはまらない場合があつたと書いてあつた。今年度から年齢と所得の部分で緩和したということであり、この条件が変わつてからまだ2月半だが、それによつて申請はあつたか。

○町長

所得制限が一番大きかつたと思われる。ほとんど共稼ぎの状況で、所得制限にかかつてしまふので緩和した。たくさんの方々に目の届くように周知して

いかなければならないと思つている。この支援事業では、まだ申請者はいない。

○酒井議員

子育て世帯等の定住促進と移住定住人口の確保のために住環境の整備として、賃貸住宅や社員住宅の建設に補助金を出しているかと思う。この事業で建てられた住宅によつて住環境の整備が少しずつ進んできていると思つているが、町外から転居してきた方々の住民登録はどのようになっているのか。

○建設課長

民間賃貸住宅の方は、留萌市から結構な人数が来られていると確認している。



～定住が期待される
地域おこし協力隊事業～

新型コロナウイルス感染症対策について

小田議員

Q 町民のワクチン接種はいつ頃までに終わるか

A 可能な限り早期に完了できるように進める

○小田議員



緊急事態宣言が6月20日まで延長され、イギリス型変異株ウイルス

の流行により感染力が高まり、道内でも子どもを取り巻く環境でのクラスターが多数発生して厳しい状況が増している。
(1)PCR検査の実施対象、実施数、実施率がどのくらいか。特に明和園の実施率はどうか。また、ワクチン接種が進んでいくとも定期的な検査を続けていくのか。
(2)少年団や部活動は、遠征による感染も心配されるが、12歳未

満の子供にはワクチン接種がない。すでに検査は実施されているのか。

(3) ワクチン接種はどのような対象にどこまで計画が進んでいるのか。国が示す7月末までの高齢者の接種は完了できそうか。希望する全ての町民に対していつ頃までに終わるのか。

(4) 高齢者の接種後の優先順位は。(5) 突然のキャンセルはあったか。(6) 接種後に副反応が出たケースはあるか。出た場合はどう対処を行えばよいか。

(7) 当町役場における感染対策は。(8) 町内事業所への感染対策徹底の推進にどう取り組むか。

○町長

(1) 検査対象は介護施設、医療施設、消防本部の職員合わせて14事業所220人。実施率97.7%だが、明和園については全員が検査キットを提出している。任意の検査なので強制力はないが趣旨を説明し、お願いをしている。継続については、ワクチン接種の進み具合や感染状況を見ながら検討していきたい。

(2) 大人から子供への感染を防ぐ目的から小中学校・認定こども園の教職員、学童保育の支援員、スポーツ少年団や文化協会加盟

団体で小中学生を指導する方々に対して月1回の実施を予定している。中学生は他校との交流や部活動において管外への移動があることから、月1回のPCR検査を実施予定である。小学生は修学旅行や宿泊研修を行う5・6年生へ計画している。期間は3月までと考えている。

(3) 高齢者第1弾（高齢者施設の入所者・従事者と87歳以上の方々）は、5月10日に開始し、6月18日に2回目完了する予定で、高齢者第2弾（65〜86歳）は6月17日に開始し、7月27日までに2回目完了予定なので、

国からの要請である7月末までの高齢者に対する接種は完了する予定である。16〜64歳については、6月中に希望調査を行ってスケジュールを立てる。12〜15歳は診療所と協議の上対応したい。国は希望する全ての国民に10〜11月のワクチン接種完了

を目標としており、当町は可能な限り早期に完了するよう進め

る。(4) 国の指針では、高齢者の次は、基礎疾患を有する方などが優先となり、当町においても同様の実施を考えている。(5) 高齢者第1弾のキャンセルは予防接種従事者に接種を実施している。高齢者第2弾においては

は教職員のほか、次の案内対象に連絡し、必要であれば送迎を行う予定である。64歳以下は接種希望調査時にキャンセル待ちの登録ができるようにし、無駄にしないよう実施していきたい。

(6) 一部で発熱や頭痛、倦怠感があつたことは聞いているが、人数は把握していない。接種に係る問診時に医師から対処法を説明し、発熱・頭痛は解熱剤を服用し、改善しない場合、診療所に相談するようお願いしている。

(7) 手指消毒、マスク着用、定期的な換気、ドアの消毒、窓口カウンターへのパーティション設置、早出勤務を前倒しでの実施のほか、体調がすぐれない時に

は休暇を取るよう周知している。公務以外では、不要不急の外出や普段一緒に暮らしていない人との会食の自粛を周知している。これまで同様に感染予防対策を徹底して取り組んでいきたい。

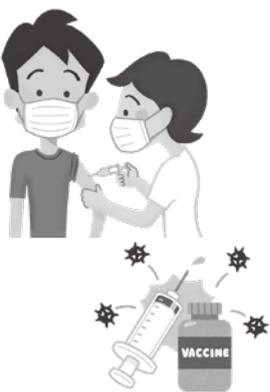
(8) 昨年に引き続き「接客感染防止対策事業」を実施し、対策を徹底していきたい。

○小田議員

町長、副町長、教育長がコロナに感染すると行政が停滞するので、余ったワクチンを先に打ってもらうことは考えられないか。

○町長

3人は65歳過ぎの接種なので、そろそろ案内が来るのではないかと。もし、余ったのが打てるようなら検討させてほしい。



常任委員会委員・議会運営委員会 委員が選出される

増毛町議会第2回臨時会は、会期を4月26日の1日間とし、各常任委員会委員と議会運営委員会委員の選任、専決処分報告が承認され閉会しました。

審議された案件の内容についてお知らせします。

令和3年 第2回臨時会

4月26日開催

選任事項

各常任委員会委員、議会運営委員会委員が5月8日で任期満了となるため、後任者が選任されました。

なお、5月10日に議会運営委員会、各常任委員会が開催され、左記のとおり委員長・副委員長が選任されました。

報告事項

◆専決処分報告（増毛町税条例等の一部を改正する条例）

令和3年度の税制改正を主な内容とした地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正しました。

～各委員等一覧～

◎総務文教常任委員会

委員長	大井紀美恵
副委員長	上野剛
委員	西山征二
	菅原幸弘
	川島優

◎産業厚生常任委員会

委員長	松倉清道
副委員長	酒井倫明
委員	小田緑一
	岩崎俊達
	合羽井達男

◎議会運営委員会

委員長	酒井倫明
副委員長	岩崎俊一
委員	小田野剛
	上野倉道
	松倉清
	大井紀美恵

議事に請願、陳情される方へ

1. 請願書、陳情書は右記の様式に準じ作成してください。
2. 請願書には、町議会議員の紹介、議員1名以上の署名または記名捺印が必要です。
3. 陳情書には紹介議員の必要はありません。
4. 請願・陳情はいつでも受付けておりますが事務処理の都合がありますので、なるべく定例会開会の10日前までに提出ください。
5. その他不明の点について、議会事務局にお問合わせください。
電話53-1311（議会事務局 直通）

請願書

………について
（請願の内容）
請願者（代表）○○○○^印
紹介議員 ○○○○
（署名または記名捺印）
令和 年 月 日
増毛町議会議長 ○○○ 殿

3件の工事請負契約などを可決 明和園改築工事に伴う契約を可決 明和園改築事業が本格化

増毛町議会第3回臨時会は、会期を7月15日の1日間とし、工事請負契約の締結や増毛町議会委員会条例の一部を改正する条例を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。審議された案件の内容についてお知らせします。

令和3年 第3回臨時会

7月15日開催

一般議案

◆工事請負契約の締結

契約予定価格が5千万円を超える工事請負契約の締結について3件の提案があり、原案のとおり可決されました。

工事請負契約その1

◎工事名

明和園 建築・外構改築工事

◎契約金額

14億2780万円

◎契約先

荒井・堀松・清野特定建設工事共同企業体

◎契約の方法

一般競争入札

工事請負契約その2

◎工事名

明和園 電気設備工事

◎契約金額

3億3110万円

◎契約先

北海電工・畠山・大嶋特定建

設工事共同企業体

◎契約の方法

一般競争入札

工事請負契約その3

◎工事名

明和園 機械設備工事

◎契約金額

5億8080万円

◎契約先

朝日・タナハシ・タスク特定建設工事共同企業体

◎契約の方法

一般競争入札

条例の改正

◆増毛町議会委員会条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症のまん延防止や大規模な災害等の発生により、開催場所への参加が困難と判断された場合における、開催の特例を定めるため条例の一部を改正しました。

「議会だより」について ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」作りを目指しています。ご意見やご感想、どんなことでも結構です。どうぞ、議会事務局までお寄せください。

連絡先 電話53-1311 (議会事務局 直通)



編集後記

2012年12月に再就任した安倍晋三内閣総理大臣は、2013年3月に黒田東彦氏を日本銀行総裁に任命し、日銀はデフレ脱却のため『異次元金融緩和』の一環で毎月7兆円の既発国債の購入を始めました。麻生太郎財務大臣は同月の衆議院財政金融委員会で「日銀の国債買入れは金融緩和のために市中に

資金を供給することが目的」として、「どのような資産をいくら購入するかは日銀の権限。日銀の国債買入れを財政ファイナンスというのは適当でない」との認識を示し、「政府が日銀に財政ファイナンスをさせていると疑念を持たれると国債の信用に係わるので慎重にやらないといけない」と語っていました。新型コロナウイルス蔓延後の2020年4月10日には「日銀による財政ファイナンスは考えていない。

英中央銀行のような形を黒田総裁の所で考えていることはないと思う」と述べましたし、黒田総裁も同27日の金融政策決定会合後、「国債買入れは（中略）あくまでも金融政策運営上の必要に基づいて実施している措置」として「財政ファイナンスではない」と会見で述べました。ところが、2021年7月10

日、安倍晋三前内閣総理大臣は、新潟県柏崎市での某国政報告会において、「政府が発行する国債は日本銀行がほぼ全部買い取ってくれています」「20円で1万円札ができるんです」「日本銀行というのは政府の子会社との関係にあります」等と発言したと伝わってきました。

日本銀行による新規国債の引き受けは、国債の市中消化の原則により、財政法（1947年）で禁止されていますので、財務大臣も日銀総裁も、長年、これは財政ファイナンスではないと公言してきたのですが、前職とはいえ最高権力者の地位にあった人が、日銀の国債買入れが財政ファイナンスの趣旨であると言いつつ切ってしまったのです。返済されないことを承知で融資を続けると中央銀行に損失を与えて信用力を低下させ、それは発行する紙幣の信用低下に繋がりが、最悪の場合ハイパーインフレが発生します。紙幣が紙切れになり貨幣経済が崩壊するのです。

新型コロナウイルス感染拡大もあり、出口戦略はおろか、打ち出の小槌をあてにする政策はまだ続かないでしょうが、まさか今突然に日銀の国債買入れが財政ファイナンスであると、前内閣総理大臣が公言したのには、正直驚いてしまいました。

（至成）

議会のうごき

5月

- 6日 議会だより 165号発行
- 7日 留萌管内町村議会議長会定期総会(天塩町)
- 10日 議会運営委員会
総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会

6月

- 4日 議会運営委員会
全員協議会
- 17日 全員協議会
令和3年第2回定例会
- 30日 留萌管内町村議会議長会臨時総会(苫前町)

7月

- 14日 議会広報特別委員会(第1回)
- 15日 令和3年第3回臨時会
- 20日 議会広報特別委員会(第2回)

日本銀行による新規国債の引き受けは、国債の市中消化の原則により、財政法（1947年）で禁止されていますので、財務大臣も日銀総裁も、長年、これは財政ファイナンスではないと公言してきたのですが、前職とはいえ最高権力者の地位にあった人が、日銀の国債買入れが財

議会広報特別委員会

- 委員長 上野 剛
- 副委員長 大井 紀美恵
- 委員 岩崎 俊一
- 酒井 倫明
- 川島 優
- 合羽井 達男